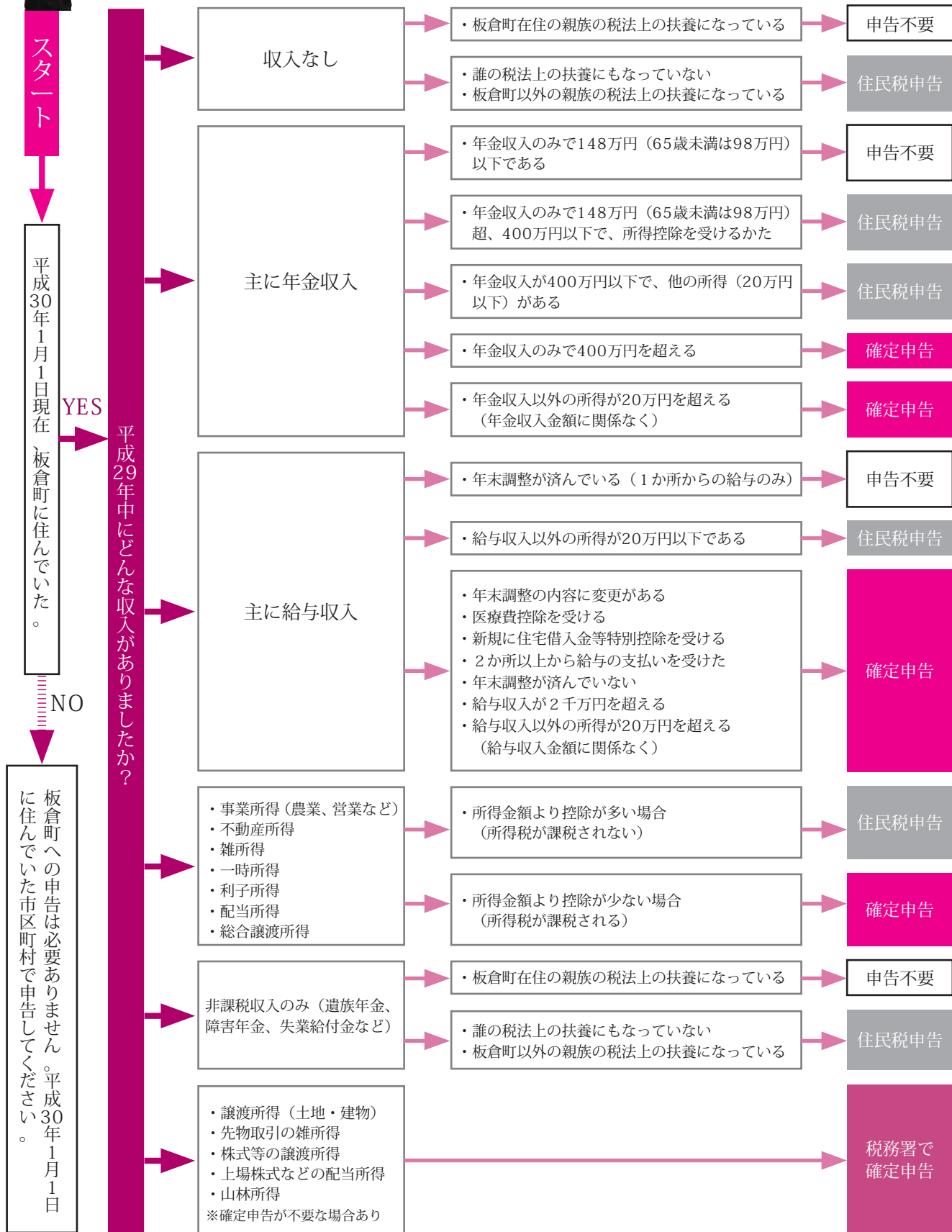


ここからスタート
申告が必要かどうか
確認してみよう！



申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成30年1月1日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です。



所得税・町県民税 申告相談を実施します

2月16日～3月15日 土・日を除く
午前9時～11時、午後1時～3時30分
役場第2庁舎会議室 行政区ごとの指定日は設けません。

期限内に申告をしましょう
所得税・町県民税の申告は、町県民税額だけでなく、国民健康保険税額や介護保険料などの算出基礎になります。自分が国民健康保険や介護保険に加入していても、同じ世帯に加入しているかたがいる場合は、申告の内容によって、保険料などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要なかた
平成30年1月1日現在、板倉町に在住しているかたで、次のいずれかに該当するかた
▼事業、農業、不動産、配当などの所得があつたかた
▼給与収入が2千万円を超えるかた
▼給与収入・年金収入以外に所得があるかた
▼平成29年中に退職して、その後年末調整をしていないかた
▼23～64歳のかたで、無収入のかた（板倉町在住のかたの扶養に入っている場合は除きます）
▼医療費控除や生命保険料控除等を申告して、所得税の還

都合のよい日にお越しください

マイナンバーが
必要になります

マイナンバーは通知カードやマイナンバーカードに記載してあります。

昨年度から確定申告、町・県民税申告書には、マイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付して提出することになりました。具体的には下記に記載したものが必要になります。

①マイナンバーの記載された書類（下記から1点）

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し

②本人確認書類

- ・運転免許証、パスポートなど顔写真つきのもの
- ・国民健康保険証、年金手帳など、官公庁が発行したもの（顔写真がないものは2点必要です）

付を受けたいかた
申告しなくてもよいかた
▼税務署で所得税の確定申告をするかた（e-Taxでの電子申告も含みます）
▼収入は給与のみで、給与支払報告書が勤務先から板倉町へ届くかた
▼収入は公的年金等のみで、年金支払額報告書が年金支払者から板倉町へ届くかた
▼収入のわかる書類
・給与・年金等の源泉徴収票
・農業・営業等の収支内訳書

申告に必要なもの
▼印鑑（スタンプ式は不可）
▼収入のわかる書類
・給与・年金等の源泉徴収票
・農業・営業等の収支内訳書

■問合せ 住民税係
内線 211・212

・配当金の支払通知書など
▼申告者本人と扶養しているかたのマイナンバー
▼医療費の明細書（戸籍税務課窓口、各公民館にあります。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます）
▼生命・地震等の保険料支払証明書
▼身体障害者手帳 療育手帳等
※これらは一例です。申告が必要なのか、何を持参すればよいのか、ご不明な場合は、左記までご相談ください。